【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出日】 2021年8月10日

【会社名】 株式会社ツバキ・ナカシマ

【英訳名】 TSUBAKI NAKASHIMA CO., LTD.

【本店の所在の場所】 奈良県葛城市尺土19番地

【電話番号】 0745-48-2891

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役副社長CFO 小原 シェキール

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区本町四丁目 2番12号

【電話番号】 06-6224-0193

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役副社長CFO 小原 シェキール

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【発行登録書の提出日】 2021年8月10日

【発行登録書の効力発生日】 2021年8月18日

【発行登録書の有効期限】 2023年8月17日

【発行登録番号】 3 - 関東1

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 10,000百万円

【発行可能額】 10,000百万円

(10,000百万円)

(注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額

(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき

算出しております。

【効力停止期間】 該当事項はありません。

【提出理由】 2021年8月10日に関東財務局長に提出した発行登録書の記載

事項中、「第一部 証券情報」「第1 募集要項」の記載に

ついて訂正を必要とするため。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 【訂正内容】

# 第一部【証券情報】

# 第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

# 1 【新規発行社債】

(訂正前)

未定

(訂正後)

<株式会社ツバキ・ナカシマ第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)に関する情報>

銘柄	株式会社ツバキ・ナカシマ第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社 債(劣後特約付)	
記名・無記名の別		
券面総額又は振替社債の総額(円)	未定 (注)15	
各社債の金額(円)	1 億円	
発行価額の総額(円)	未定 (注)15	
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円	
利率(%)	1.2021年(未定)月(未定)日の翌日から2028年(未定)月(未定)日までの利払日(別記「利息支払の方法」欄第1項第(1)号に定義する。以下同じ。)においては、年(未定)%とする。 2.2028年(未定)月(未定)日の翌日以降の利払日においては、各利率改定日(下記に定義する。)に改定され、各改定後利率適用期間(下記に定義する。)について、当該改定後利率適用期間に係る利率基準日(下記に定義する。)における1年国債金利(別記「利息支払の方法」欄第1項第(2)号に定義する。)に(未定。ただし、第1項の利率の決定時に適用される残存期間7年程度の10年国債の流通利回り(年2回複利ベース)への上乗せ幅に、追加で1.00%を加えた値)%を加算したものとする。「利率改定日」とは、2028年(未定)月(未定)日及びその1年後ごとの応当日をいう。「改定後利率適用期間」とは、各利率改定日の翌日から次の利率改定日又は本社債が償還される日のいずれか早い日までの期間をいう。「利率基準日」とは、各改定後利率適用期間につき、当該改定後利率適用期間の開始日直前の利率改定日の2銀行営業日前の日をいう。(注)15	
利払日	毎年(未定)月(未定)日及び(未定)月(未定)日 (注)15	
利息支払の方法	1.利息支払の方法及び期限 (注)15 (1)利息支払の方法 本社債の利息は、払込期日の翌日から満期償還日(別記「償還の方法」欄第2項第(1)号に定義する。ただし、期限前償還される場合は期限前償還日(別記「償還の方法」欄第2項第(2)号 に定義する。))までこれをつけ、利払日に、当該利払日の直前の利払日(ただし、当該利払日が初回の利払日の場合は払込期日)の翌日から当該利払日までの各期間について支払う。「利払日」とは、初回を2022年(未定)月(未定)日とし、その後毎年(未定)月及び(未定)月の各(未定)日をいう。	

本社債の利息は、以下により計算される金額を各利払日に支払う。ただし、利払日が銀行休業日にあたるときは、利払日の繰り上げは行わず、その支払のみを前銀行営業日に繰り上げる。

各本社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)が各口座管理機関(別記「振替機関」欄に定める振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則(以下「業務規程等」という。)に定める口座管理機関をいう。以下同じ。)の各口座に保有する各本社債の金額の総額に一通貨あたりの利子額を乗じて得られる金額。ただし、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本 において「一通貨あたりの利子額」とは、別記「利率」欄各項に定める利率を2で除して得られる値(小数表示。ただし、半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、かかる値をその半か年の日割をもって計算した値)をいう。ただし、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。

本社債の償還日(別記「償還の方法」欄第2項第(3)号に定義する。以下同じ。)後は当該償還(本社債の元金の支払が不当に留保若しくは拒絶された場合又は本社債の元金の支払に関して債務不履行が生じている場合を除く。)に係る各本社債の利息は発生しないものとする。本社債の利息の支払については、本項の他、別記((注)5「劣後特約」)に定める劣後特約にしたがう。

### (2) 各改定後利率適用期間の適用利率の決定

別記「利率」欄第2項の規定に基づき決定される本社債の利率の計算に使用する「1年国債金利」とは、利率基準日のレートとして利率決定日(下記に定義する。)の東京時間午前9時30分以降に国債金利情報ページ(財務省ウェブサイト内「国債金利情報」のページにおける「金利情報」

(https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest\_rate/jgbcm.csv) (その承継ファイル及び承継ページを含む。)又は当該「国債金利情報」ページ(その承継ファイル及び承継ページを含む。)からリンクされる日本国債の金利情報を記載したページ若しくはダウンロードできるファイルをいう。以下同じ。)に表示される1年国債金利をいう。

ある改定後利率適用期間に係る利率決定日の東京時間午前10時に、利率基準日のレートとしての1年国債金利が国債金利情報ページに表示されない場合、又は国債金利情報ページが利用不可能な場合、当社は利率決定日に参照国債ディーラー(当社が国債市場特別参加者(財務省が指定する国債市場特別参加者をいう。)又は市場で国債の売買を活発に行っていると認められる金融機関から選定する最大5者の者をいう。以下同じ。)に対し、利率基準日の東京時間午後3時現在のレートとして提示可能であった参照1年国債(下記に定義する。)の売買気配の仲値の半年複利利回り(以下提示レートという。)の提示を求めるものとする。

本号 により当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが4者以上である場合、当該改定後利率適用期間に適用される1年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの最も高い値と低い値をそれぞれ1つずつ除いた残りの提示レートの平均値(算術平均値を算出した上、小数点以下第4位を四捨五入する。)とする。

本号 により当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者 又は3者である場合、当該改定後利率適用期間に適用される1年国債 金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの平均値(算術平均値 を算出した上、小数点以下第4位を四捨五入する。)とする。 本号 により当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者に満たない場合、当該利率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページに表示済みの最新の1年国債金利(ただし、当該利率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページが利用不可能な場合は、当該利率決定日の直前に国債金利情報ページに表示されていた1年国債金利)を当該改定後利率適用期間に適用される1年国債金利とする。

「利率決定日」とは、各利率基準日の翌銀行営業日をいう。

「参照1年国債」とは、ある改定後利率適用期間につき、参照国債ディーラーから当社が選定する金融機関が選定する固定利付国債で、当該改定後利率適用期間の最終日又はその前後に満期が到来し、選定時において市場の慣行として1年満期の円建て社債の条件決定において参照されることが合理的に想定されるものをいう。

当社は、財務代理人(別記(「(注)4「財務代理人」(1))に定める財務代理人をいう。以下同じ。)に本号 乃至 に定める利率確認事務を委託し、財務代理人は利率決定日に当該利率を確認する。

当社及び財務代理人はそれぞれその本店において、各改定後利率適用期間の開始日から5銀行営業日以内(改定後利率適用期間の開始日を含む。)に、上記により決定された本社債の利率を、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

### (3)任意停止

### 利払の任意停止

当社は、ある利払日において、その裁量により、当該利払日の12銀行営業日前までに、本社債権者及び財務代理人に対し任意停止金額(下記に定義する。)の通知を行うことにより、当該通知に係る利払日における本社債の利息の支払の全部又は一部を繰り延べることができる(当該繰り延べを「任意停止」といい、任意停止により繰り延べられた利息の未払金額を「任意停止金額」といい、任意停止がなければ当該利息が支払われるはずであった利払日を「任意停止利払日」という。以下同じ。)。なお、当該任意停止金額には、任意停止利払日の翌日から任意停止金額の全額が弁済される利払日までの間、当該任意停止利払日における別記「利率」欄に定める利率による利息(以下「追加利息」という。)が付される(なお、当該任意停止金額に関する追加利息に対する利息は生じない。)。

## 任意支払

当社は、ある利払日において、その裁量により、任意未払残高(本号イに定義する。)の一部又は全部を支払うことができる。当該支払は、弁済される利払日時点の本社債権者に支払われる。 強制支払

### イ 劣後株式への支払による強制支払

本号 の規定にかかわらず、ある利払日に関して、当該利払日の直前利払日の属する月の第2銀行営業日(ただし、当該利払日が初回の利払日の場合は払込期日の翌日)から当該利払日の属する月の第2銀行営業日の前日までの期間において、以下の()又は()の事由が生じた場合は、当社は、当該利払日(以下「強制利払日」という。)又は強制利払日の直後の利払日に、当該強制利払日現在の任意未払の残高(各本社債に関して、その時点において残存するすべての任意停止金額及びこれに対する追加利息をいい、以下「任意未払残高」という。)の全額を弁済するべく、営利事業として実行可

- 能(下記に定義する。)な限りの合理的な努力を行うこととする。
- ( )当社が当社普通株式ならびに剰余金の配当及び残余財産の分配を受ける権利に関して同順位証券(下記に定義する。)に劣後する当社が今後発行する当社普通株式以外の株式(以下併せて「劣後株式」という。)に関する剰余金の配当(会社法第454条第5項に定める中間配当及び全額に満たない配当をする場合を含む。)を行う決議をした場合又は支払を行った場合
- ( )当社が劣後株式の買入れ又は取得をする場合(ただし、以下の 事由のいずれかによる場合を除く。)
  - (a)会社法第155条第8号乃至第13号に基づく事由
  - (b)会社法第192条第1項に基づく単元未満株主からの買取請求
  - (c)会社法第469条第1項、第785条第1項、第797条第1項、第806条第1項又は第816条の6第1項に基づく反対株主からの 買取請求
  - (d)会社法第116条第1項又は第182条の4第1項に基づく反対株 主からの買取請求
  - (e)会社法第135条第3項に対応するための会社法第163条に基づ く子会社からの取得
- (f)その他当社が買取りを行うことが法令上義務づけられる事由「営利事業として実行可能」とは、当社の証券(社債を含む。)の発行若しくは募集又は借入れに重大な障害を生じさせない場合をいう。ただし、当該証券又は借入れに関して支払われ得る価格、利率又は配当率を考慮しない。
- 「同順位証券」とは、最優先株式 (下記に定義する。)及び同順位 劣後債務 (下記に定義する。)をいう。
- 「最優先株式」とは、当社の今後発行する株式であって、剰余金の配当及び残余財産の分配を受ける権利に関して当社普通株式に優先するもの(複数の種類の株式がこれに該当する場合は、剰余金の配当を受ける権利に関して最上位のもの。ただし別記((注)5「劣後特約」)においては残余財産の分配を受ける権利に関して最上位のもの。)をいう。

「同順位劣後債務」とは、当社の債務であって、劣後支払条件(別記((注)5「劣後特約」)に定義する。以下同じ。)と実質的に類似する当社の清算手続、破産手続、更生手続若しくは再生手続又は日本法によらないこれらに準ずる手続における支払に関する条件及び権利を有し、その利息に係る権利及び償還又は返済条件が、本社債と実質的に同等のもの又は当社の財務状態及び業績に応じて決定されるものをいう。

ロ 同順位証券への支払による強制支払

本号 の規定にかかわらず、任意停止利払日から当該任意停止利払日の直後の利払日の前日までの期間において同順位証券に関する配当又は利息が支払われたときは、当社は、当該任意停止利払日の直後の利払日又はその次の利払日に、当該任意停止利払日に係る任意停止金額及びこれに対する追加利息を弁済するべく、営利事業として実行可能な限りの合理的な努力を行うこととする。

### 任意未払残高の支払

イ 当社は、利払日又は償還日において任意未払残高の一部又は全部を 支払う場合、弁済する当該利払日又は償還日の12銀行営業日前まで に、本社債権者及び財務代理人に対し、支払う任意未払残高の金額 (以下「支払金額」という。)及び該当任意停止利払日の通知を行

鰼
額
こ
支
を
n

- ロ 当社が、任意未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、最も早い 任意停止利払日に発生した任意停止金額及びこれに対する追加利息 から順に充当される。その場合、当社は、充当する当該任意停止金 額及びこれに対する追加利息の内訳を財務代理人に通知する。
- 2.利息の支払場所

別記((注)13「元利金の支払」)記載のとおり。

### 償還期限

# 2051年(未定)月(未定)日 (注)15

### 償還の方法

#### 1. 償還金額

各社債の金額100円につき金100円(ただし、期限前償還の場合は、本欄第 2項第(2)号に定める金額による。)

2. 償還の方法及び期限 (注)15

### (1)満期償還

本社債の元金は、2051年(未定)月(未定)日(以下「満期償還日」とい う。)に、任意未払残高の支払とともにその総額を償還する。

### (2)期限前償還

本項第(1)号の規定にかかわらず、当社は以下の場合において、満期償還 日前に本社債を償還することができる。

### 当社の選択による期限前償還

当社は、2028年(未定)月(未定)日(以下「初回任意償還日」とい う。)及び初回任意償還日以降の各利払日(以下初回任意償還日と併 せて「任意償還日」という。)において、任意償還日に先立つ30銀行 営業日以上60銀行営業日以下の期間内に本社債権者及び財務代理人に 対し事前の通知(撤回不能とする。)を行うことにより、当社の選択 により、その時点で残存する本社債の全部(一部は不可)を、各社債 の金額100円につき金100円で、任意未払残高の支払とともに、期限前 償還することができる。

### 税制事由による期限前償還

払込期日以降に税制事由(下記に定義する。)が生じ、かつ継続して いる場合、当社は、当社が当該期限前償還のために設定する日(以下 「税制事由償還日」という。)に先立つ30銀行営業日以上60銀行営業 日以下の期間内に本社債権者及び財務代理人に対し事前の通知(撤回 不能とする。)を行うことにより、当社の選択により、その時点で残 存する本社債の全部(一部は不可)を、()税制事由償還日が初回任 意償還日より前の日である場合には各社債の金額100円につき金101円 で、()税制事由償還日が初回任意償還日以降の日である場合には各 社債の金額100円につき金100円で、当該税制事由償還日までの経過利 息及び任意未払残高の支払とともに、当該税制事由償還日に期限前償 還することができる。

「税制事由」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈により、当 社に課される法人税の計算において本社債の利息が法人税法第22条第 3項に定める損金に算入されなくなる等、当社にとって著しく不利益 な税務上の取扱いがなされ、当社の合理的な努力によってもこれを回 避できないことをいう。

	資本性変更事由による期限前償還 払込期日以降に資本性変更事由(下記に定義する。)が生じ、かつ継続している場合、当社は、当社が当該期限前償還のために設定する日(以下「資本性変更事由償還日」といい、任意償還日、税制事由償還日と併せて「期限前償還日」という。)に先立つ30銀行営業日以上60銀行営業日以下の期間内に本社債権者及び財務代理人に対し事前の通知(撤回不能とする。)を行うことにより、当社の選択により、その時点で残存する本社債の全部(一部は不可)を、()資本性変更事由償還日が初回任意償還日より前の日である場合には各社債の金額100円につき金101円で、()資本性変更事由償還日が初回任意償還日以降の日である場合には各社債の金額100円につき金100円で、当該資本性変更事由償還日までの経過利息及び任意未払残高の支払とともに、当該資本性変更事由償還日に期限前償還することができる。「資本性変更事由」とは、信用格付業者(株式会社格付投資情報センター又はその格付業務を承継した者をいう。以下同じ。)より、信用格付業者における本社債発行後の資本性評価基準の変更にしたがい、本社債について、信用格付業者が認める本社債の発行時点において想定されている資本性より低いものとして取り扱うことを決定した旨の公表がなされ、又は、書面による通知が当社に対してなされたことをいう。 (3)本社債の満期償還日又は期限前償還日(以下併せて「償還日」という。)が銀行休業日にあたるときは、償還日の繰り上げは行わず、その支払いのみを前銀行営業日に繰り上げる。 (4)本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、法令又は業務規程等に別途定められる場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 (5)本社債の償還については、本項の他、別記((注)5「劣後特約」)に定める劣後特約にしたがう。 3.償還元金の支払場所別記((注)13「元利金の支払」)記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2021年(未定)月(未定)日 (注)15
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2021年(未定)月(未定)日 (注)15
振替機関	株式会社証券保管振替機構
	東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保さ
	れている資産はない。
財務上の特約	本社債には財務上の特約は付されていない。
材務上の特約	本社債には財務上の特約は付されていない。

# (注) 1.信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)からBBB-(トリプルBマイナス)の予備格付を2021年8月10日付で取得しており、また、R&IからBBB-(トリプルBマイナス)の本格付を2021年(未定)月(未定)日((注)15)付で取得する予定である。なお、予備格付の付与以降にR&Iが入手する情報によっては、本格付が予備格付と異なる符号となる可能性がある。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ (https://www.r-i.co.jp/rating/index.html)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧 はこちら」をクリックして表示されるリポート検索画面に掲載される予定である。なお、システム障害等何らか の事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I: 電話番号 03 - 6273 - 7471

### 2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受けるものとし、 社債等振替法第67条第1項の規定に基づき本社債の社債券は発行しない。

ただし、社債等振替法第67条第2項に規定される場合には、本社債権者は当社に社債券を発行することを請求できる。この場合、社債券の発行に要する費用は当社の負担とする。かかる請求により発行する社債券は無記名式利札付に限り、本社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割又は併合は行わない。

### 3.社債管理者の不設置

本社債には会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

# 4.財務代理人

- (1)当社は、株式会社三菱UFJ銀行(以下「財務代理人」という。)に本社債の財務代理事務を委託する。
- (2)財務代理人は、本社債に関して、本社債権者に対していかなる義務又は責任も負わず、また本社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有していない。
- (3) 当社が財務代理人を変更する場合には、その旨を公告する。

### 5.劣後特約

当社は、劣後事由(下記に定義する。)の発生後すみやかに、本社債権者及び財務代理人に対して、劣後事由が発生した事実を通知する。劣後事由の発生後の当社の清算手続、破産手続、更生手続若しくは再生手続又は日本法によらないこれらに準ずる手続において、各本社債権者は、各本社債につき、次のイ及び口を合計した金額の、本社債に基づく劣後請求権(下記に定義する。)を有するものとし、当社は係る金額を超えて各本社債権者に対する支払義務を負わないものとする。

- イ 劣後事由の発生日において当該本社債権者が保有する未償還の本社債の金額
- 口 劣後事由の発生日における当該本社債に関する任意未払残高及び劣後事由の発生日までの当該本社債に 関する経過利息

劣後請求権は、劣後支払条件が成就した場合のみ発生し、かつ劣後事由の発生日において最優先株式が存在する場合には、各本社債の同順位劣後債務残余財産分配額(下記に定義する。)の範囲でのみ、支払(配当を含む。)の対象となるものとする。

「劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいう。

- イ 当社に対して、清算手続(会社法に基づく通常清算手続又は特別清算手続を含む。)が開始された場合
- ロ 管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合
- ハ 管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定をした 場合
- 二 管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした 場合

ホ 当社に対して日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続若しくは再生手続又はこれ らに準ずる手続が開始された場合

「劣後請求権」とは、当社の清算手続、破産手続、更生手続若しくは再生手続又は日本法によらないこれらに準ずる手続において各本社債権者が有する清算に係る債権、破産債権、更生債権若しくは再生債権又はこれらに準ずる債権であって、本社債に基づくものをいう。

「劣後支払条件」とは、以下に該当する場合をいう。

- イ 当社の清算手続において、残余財産の株主への分配を開始する前に支払を受け又は弁済される権利を有する当社の債権者が保有する債権に係るすべての上位債務(下記に定義する。)が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合
- 口 当社の破産手続において、最後配当のために破産管財人により作成される配当表に記載されたすべての 上位債務が、破産法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足(供託による場合を含む。)を受けた場合
- ハ 当社の更生手続において、会社更生法に基づき最終的かつ確定的となった更生計画に記載されたすべて の上位債務(当該計画内で修正又は減額された場合はこれにしたがう。)が、かかる計画の条件にした がい、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合
- 二 当社の再生手続において、民事再生法に基づき最終的かつ確定的となった再生計画に記載されたすべて の上位債務(当該計画内で修正又は減額された場合はこれにしたがう。)が、かかる計画の条件にした がい、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合
- ホ 当社に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続若しくは再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合

「同順位劣後債務残余財産分配額」とは、劣後事由の発生日において最優先株式が存在している場合に、本社債に関する当社の債務及びすべての同順位劣後債務が、それぞれ最優先株式であったならば、当社の残余財産から 各本社債権者に対して支払がなされたであろう金額と同額である、劣後請求権に関し支払われる額をいう。

「上位債務」とは、本社債に関する当社の債務及び同順位劣後債務に関する当社の債務を除く、劣後債務を含む あらゆる当社の債務をいう。

### 6.上位債権者に対する不利益変更の禁止

本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当社に対し、上位債務に係る債権を有するすべての者をいう。

### 7.相殺禁止

当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合(ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定が確定したとき、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了したとき、又は再生計画取消の決定が確定したときを除く。)、又は日本法によらない清算手続、破産手続、更生手続若しくは再生手続又はこれらに準ずる手続が外国において行われている場合には、劣後支払条件が成就されない限りは、本社債権者は、当社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはならない。

### 8.期限の利益喪失に関する特約

本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債に関する債務については、本社債の社 債要項の規定に基づき期限が到来する場合を除き、期限が繰り上げられ又は期限が到来するものではない。

### 9.借換制限

当社は、当社が本社債を期限前償還又は買入れにより取得(以下併せて「期限前償還等」という。)する場合は、期限前償還等を行う日以前12ヶ月間に、借換必要金額(下記に定義する。)につき借換証券(下記に定義する。)を発行若しくは処分又は借入れ(以下「発行等」という。)することにより資金を調達していない限り(ただし、期限前償還等を行う日が2028年(未定)月(未定)日((注)15)以降となる場合において、以下の及びのいずれも充たす場合を除く。)、本社債につき、期限前償還等を行わないことを意図している。

当社より公表(決算短信による公表を含む。本(注)9において以下同じ。)済みの連結財政状態計算書に係る財務データ(以下「財務データ」という。)に基づき算出される、期限前償還等を行う日の直前の連結会計年度末又は四半期連結会計期間末における連結ネットデット・エクイティ・レシオ(下記に定義する。)が0.8倍以下であること。

財務データに基づき算出される、期限前償還等を行う日の直前の連結会計年度末又は四半期連結会計期間 末における連結株主資本の金額(下記に定義する。)が、(未定)億円(2020年12月末の連結株主資本の 金額に本社債の払込金額の総額及び当社が2021年5月に締結した劣後特約付ローン契約に基づく借入債務 の総額を加算した金額)((注)15)以上であること。

「借換必要金額」とは、期限前償還等がなされる本社債の金額の総額に、信用格付業者から承認を得た本社債の払込期日における資本性(パーセント表示される。)を乗じた金額(ただし、2028年(未定)月(未定)日((注)15)以降に期限前償還等(税制事由又は資本性変更事由による期限前償還を除く。)を行う時点において、上記を充足する場合には、当該金額から資本性勘案連結株主資本積上額(下記に定義する。)を控除した金額(かかる金額がゼロを下回る場合はゼロとする。))を、借換証券について信用格付業者から承認された資本性(パーセント表示される。)(ただし、下記に定める借換証券となる当社普通株式の資本性は、100パーセントとする。以下同じ。)で除して算出される金額をいう。

「借換証券」とは、以下のイ乃至二の当社の証券又は債務で、借換証券である旨を当社が公表しているものをいう。なお、以下のイ乃至八の場合については、当社の子会社又は関連会社以外の者に対して発行等されるものに限り、また、以下の口乃至二の場合については、本社債の払込期日における本社債と同等以上の資本性を有するものと信用格付業者から承認を得たものに限る。

#### イ 普通株式

- ロ その他株式
- 八 同順位劣後債務
- 二 上記イ乃至八以外のその他一切の証券及び債務

「連結ネットデット・エクイティ・レシオ」とは、財務データにおける連結ネットデット(借入金、社債及び新 株予約権付社債の合計額から現金及び現金同等物を控除した金額)を連結株主資本の金額で除した値をいう。

「連結株主資本の金額」とは、財務データにおける親会社の所有者に帰属する持分からその他の資本の構成要素 を控除した金額をいう。

「資本性勘案連結株主資本積上額」とは、期限前償還等を行う日の直前の連結会計年度末又は四半期連結会計期間末における連結株主資本の金額が、621億円(2020年12月末における連結株主資本の金額及び当社が2021年5月に締結した劣後特約付ローン契約に基づく借入債務の総額の合計額)を上回る場合、その上回る金額に、信用格付業者から承認を得た本社債の払込期日における資本性(パーセント表示される。)を乗じた金額をいう。

### 10.公告の方法

本社債に関して本社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都及び大阪市で発行される各 1 種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)に掲載する方法により行う。

### 11. 社債権者集会

- (1)本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2)本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3)本社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本社債の金額の合計額はこれに算入しない。)の 10分の1以上にあたる本社債を有する社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条に定める書面(本 (注)2ただし書に基づき本社債の社債券が発行される場合は当該社債券)を当社に提示したうえ、社債権者 集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求すること ができる。
- (4)本社債及び本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の社債権者集会は、 一つの集会として開催される。前3号の規定は、本号の社債権者集会について準用する。
- 12. 発行代理人及び支払代理人

業務規程等に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、財務代理人がこれを取り扱う。

13.元利金の支払

本社債の元利金は、社債等振替法及び業務規程等にしたがって支払われる。

14. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の写を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

15.未定事項については、需要状況を勘案したうえで、利率の決定日に決定する予定である。

### 2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(訂正前)

未定

(訂正後)

<株式会社ツバキ・ナカシマ第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)に関する情報>

# (1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番 1 号

(注) 元引受契約を締結する金融商品取引業者は上記を予定しておりますが、各引受人の引受金額、引受けの条件については、利率の決定日に決定する予定です。

# (2)【社債管理の委託】

該当事項はありません。